



笑顔とやる気いっぱいの中 生徒自らが常に鍛え続ける中

七中だより



第 7 号 中野区立第七中学校 《学校だより》

令和5年9月26日

ボランティアをしてみよう

校長 上村 諭

まず、ボランティアと聞くと、どのような意味で捉えているのでしょうか？

おそらく「無償の奉仕活動」と捉えているかと思いますが、本来は「自発的な意思による行動」を意味します。

ボランティア活動自体は、当然ずっと以前からありましたが、ある出来事が発生したことをきっかけにして「誰もがボランティアをすること」が広まりました。

この出来事が、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災です。そして、直下型地震で被災した場所に、いままでボランティア経験のない人々が多く駆けつけたことから、平成7年は『ボランティア元年』と呼ばれるようになりました。

では実際に、被災地ではどのようなボランティア活動ができるのでしょうか？

がれきの撤去や泥だし、室内清掃などの重労働は、報道等でよく見る光景でしょう。

しかし、被災ボランティア活動は、重労働ではありません。

例えば、子どもと遊ぶこと、高齢者とお話をする事、被災者の話を聴くこと、炊き出しの手伝いをする事。また、写真洗浄といった思い出を蘇らせるような活動など色々と考えられます。そしてこれらは、皆さんにもできることではないでしょうか。

なぜならば「行事やお祭りの手伝いをしてくれた」「小さな子の面倒をみてくれた。一緒に遊んでくれた」など、似ていることを皆さんは既にやってきており、しかも地域の方からの報告やお礼が寄せられているからです。

地域の方は、中学生の皆さんを待っています。ちょっとでも地域活動に興味をもったのであれば、ぜひ参加してください。そして参加していくなかで、自分のできることを探してください。ボランティア活動は、特定の人しかできないものではありません。どんな人でも、必ずできることがあります。そのうえで、地域の方との交流を大切にしてください。

今後、参加したら自身の活動を振り返るために『地域活動記録簿』を記入してください。地域の方には『地域活動記録簿』についてお知らせしていますので、安心して提出してください。必要であれば、職員室の前に『地域活動記録簿』は置いてあります。

最後に、ボランティア活動は楽しいものです。自らの活動によって、新たな知識や技術を得ることができて自分自身の成長を実感できます。様々な人との交流の輪も広がっていきます。そのうえ、私の行動に対して、感謝してくれる人もいます。まずは機会をみつけて、取り組んでみてください。

（9月全校集会の講話から）

生徒の活躍

柔道 2年

第3ブロック新人柔道大会 男子個人戦 50kg級 優勝

水泳 2年

東京都中学校学年別水泳競技大会 男子100m背泳ぎ 第1位

お知らせ

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の扱いについて

中野区内において、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等による学級・学年閉鎖が報告されています。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日付で5類感染症に移行され、これまでの対応が見直されたところです。

つきましては、以下のとおり出席停止についてお示しいたします。

1 本人が罹患した場合の出席停止期間（「欠席」ではなく「出席停止」になる期間）

インフルエンザ	発症した後（発症した日を0日目と数えて）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症した日を0日目と数えて）5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

（例）発症から3日目に解熱し症状も軽快した場合、最短で5日間の「出席停止」で登校可能となります。

2 濃厚接触者の取扱い

濃厚接触者の特定は行いません（同居する家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも、本人の感染が確認されていなければ出席停止の対象とはならない）。

3 登校届の提出について

（1）出席停止期間が明け登校する際には「登校届」をご提出してください。「登校届」は、第七中学校ホームページの「届出書」ページからダウンロードし、保護者をご記入ください。

医療機関で書いていただく必要はありません。

なお、ダウンロードできない場合には、学校までお問い合わせください。

（2）「登校届（インフルエンザ）」と「登校届（新型コロナウイルス感染症）」は様式が異なりますのでご注意ください。

（3）インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症については、医師が記入した「登校許可証」をご提出ください。「登校許可証」は、第七中学校ホームページの「届出書」ページからダウンロードできます。

4 その他

（1）感染の不安に関する合理的な理由（同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がないなど）がある場合の出欠の扱いについては、学校までご相談ください。

（2）ご家庭でオンラインでの授業を受けた場合は、出席の扱いにはなりません。

オンラインでの授業を参加希望する場合には、準備のためお早めに学校までご連絡ください。

（3）発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

（4）学校においても、換気や手洗いの励行などを引き続き実施してまいります。ご家庭においても、お子様の体調管理にご留意いただきますようお願いいたします。

第2回 改築推進委員会が開催されました

9月4日（月）に第2回の改築推進委員会が開催されました。「要点記録」及び『改築推進委員会ニュース』は、今後、中野区のホームページでもご覧になれます。